

令和7年度第1回酒田市公文書等管理委員会 議事概要

- ・ 日 時／令和7年5月26日（月） 午後1時30分～2時30分
- ・ 場 所／総合文化センター4階 412号室
- ・ 出席者／委 員 田中委員長、相原委員、門松委員、中山委員
事務局 加藤課長、阿彦補佐、池田補佐、池田主査、岩浪調査員

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

（田中委員長）

それでは、次第に沿って、協議事項に入る。

- （1）特定歴史公文書扱い予定の文書について（指導要録の移管の考え方を含めて）

（池田主査）

まず経緯を説明すると、2月に開催された令和6年度第2回の委員会において、同じく「特定歴史公文書扱い予定のもの」を提案したところだが、「学校から指導要録を引き受けるに当たっての考え方や基準をあらためて整理する必要があること」「市の教育委員会と確認し合うこと」との助言を頂き、結果としては、この目録中の学籍簿、指導要録などの登録については、判断を保留することとされた。

その後、教育委員会と意見交換を重ね、それをまとめたものが「資料1－2 指導要録の移管の考え方について」になる。（読み上げをした箇所は略）

このように整理をしたので、皆様に報告するとともに、確認を頂きたい。

（田中委員長）

それでは、今までの経緯を含めて、ご質問、ご意見などを頂戴したい。

（中山委員）

基本的に、前回の会議の様々な懸案事項を受けとめてもらい、教育委員会と一緒に相談しながら、このような結論を出したこと、市の方針としては適切かと思う。これを私としても受けとめたい。

別件だが、提案のあった、いわゆる特定歴史公文書扱いの予定文書目録について、なぜこれらの文書が特定歴史公文書としての価値を持つのかというところを、私自身がこの役職に就いていた経験、或いは県教委での様々な指導事案を含めて、

不思議に思ったところが多々あった。

例えば、箱番号1353番、連番148の「監督者指示簿」。これはこの当時の郡の視学、今の言葉では指導主事で、視学官というのは、現在は文科省であり、各教科に関する教科調査官を指導する立場の視学官という存在しかいないが、この当時はこういう形で県視学などを行った。おそらく立場としては、今の教育事務所関係の指導主事ということであろうと思うが、そういうものの「指示簿」。これが、特定歴史公文書に当たるのかということ。同じ、1353番にある工具台帳とか備品台帳も。この中で、本当に必要なのか、これを例えば研究して何になるのか、いろいろある。賞与台帳、生徒賞罰録、賞状などの証書に対する割印簿。この割印簿が、特定歴史公文書として果たしてなり得るのか。連番393の合格生割印簿、或いは384の上田農業補修学校の学業成績表という極めて個人的なものもある。こういうものは、本当に特定歴史公文書なのかと疑問だ。どう説明したらいいか、私だったら苦勞するかなというところがある。想像するに、学校の事務方、或いは学校長が、倉庫にたまっていた文書を全部集めてきたのではない。学校長が責任をもって、これは特定歴史公文書という概念、カテゴリーに完全に準ずるもので大切だという判断でやってきたのではない。例えば、こういうものについては、わずか1年で、焼却或いは廃棄すべき内容というのは結構ある。そういうことを精査しないで、これを全部、特定歴史公文書予定として上げていいものかどうか、非常に躊躇したところだ。

例えば連番683の、新堀小学校、昭和30年の学校管理規則。これは新堀小で独自に決めた学校管理規則ではなくて、山形県教育委員会が義務教育諸学校に対しての学校管理運営規則というのを定めていた。機構としては、県で定めたものを各市町村の教育委員会が準則という形で適用するということでの規則だ。もともとこれは、県が持っていればいいことであって、新堀小の独自の規則で定められている内容は準用規則だ。こういうものも保存していいのか。また、連番678の校長会書類もそうだ。

想像するに、そこにたまっていた、或いは資料室にたまっていたものを、市へお願いすると言って、分厚くなった資料なのかなとの見方をした。

(池田主査)

前回の令和6年度第2回委員会での話だが、廃棄予定文書ということをお諮りした。例えば広野小学校の目録であれば、同校からたくさん頂いたのだが、同窓会関係の会計録については、性質上これは特定歴史公文書にしなくてもよいだろうということで、登録しなかったというものがあつた。実際のところは、委員おっしゃるように、学校側からたくさん頂いたものであり、なおかつ古い年代のものであるので、せっかくそうして移管されたものを、そのように扱うというのは、もう少し配慮する必要があるのかなということで、明らかにそうではないものについては、廃棄の手続きをしたが、やはりこの当時、大分昔の年代を知ることができる、当時の経緯を知ることができる文書なので、そういったものについては、いただいたものを、その経緯を考慮して、載せてもよいのではないかと感

じている。

（田中委員長）

学校管理規則は、確かに県が示したと思うのだが、この時代、県がどういう形で、というのは結構、時代が下ると価値がある。

（中山委員）

学校教育法とかは全部冊子として有り、酒田市役所にもいろいろな法律の冊子とかがあるが、それと同じで、その学校の特徴というわけでもなく、時代とともにどう変わっていくかというのは、そんなに見る必要もないかと。おそらく、昭和21年は、いろいろあると思う。戦後の混乱、そういうところが出てきているならば、特定歴史公文書で、ということの判断もできるが。

（田中委員長）

確かに線引きはなかなか難しいが、良いのかなとは思う。

（門松委員）

本来であれば、個人的な校長会の書類とか、出席した校長先生の、要は個人メモみたいなものを集積したということなのだが、校長会でどのようなことが議論されたのかとか、そういったことの議事録に当たるようなものとかも、おそらく残っていないのではないかとと思われる。ずっと持っているわけではないが、戦後の混乱期とかに、何に関心をもって議論されていたのかといったようなことを窺い知るための補助的な資料になると思うし、仮に研究とかで利用する際に、余りにも生々しい話とか、個人名とかが出るのであれば、そこは黒塗りにすればいいかと思う。

これも特定歴史公文書として保管をし、後年、何かこの時代について研究をするというようなこととか、実態を知りたいというようなことで勉強する場合の資料として、活用するということは可能なのではないかと思う。先ほど、視学官の指導の話をしたが、実際どのような指導が行われるのかといった研究をされている例というのは、そこまで多くない気がするし、或いはその地域によっての違い、山形県であるとか、田川郡とか飽海郡とかによってどのような違いがあるのかといったようなこととかも、検討する上では、地域性とかを考える必要な資料になってくるのではないかとと思われる。個人情報保護は厳密に行うべきだが、歴史的な資料として残して頂けると、後年の研究の材料となつてよろしいのではないかと思う。

（相原委員）

特定歴史公文書というところからちょっと離れてしまうかもしれないが、市立資料館や、今の勤務先において、いわゆる歴史資料、文書（もんじょ）として扱われている物と日々向き合うことがあるわけだが、これらが被っている部分が多い。

実際、琢成尋常小学校の資料は、一旦資料館に移管されて、通常の資料として扱われていたが、「これは公文書扱いにするのが妥当」ということになって、資料館から移管をした経緯がある。

会議資料の目録にある文書名を見ていると、これは特定歴史公文書なのか一般的な歴史資料として扱うべきものなのかと考えることがある。

一般の人がすぐ見ていいもののような気もするし、文化資料館光丘文庫にあってもいいのではないかと思うようなことが結構あった。資料をどういう形で保存するのがよいのか判断が難しく、もやもやすることは今までもあった。

特定歴史公文書と、一般の歴史資料との境界を、はっきり線引きをした方が、両方にとっていいのではないか。そこを考えていかないと、だんだん量が増えていったときに、何でこれがこっちにあるのか、同じ物がこっちにもあるじゃないかということが絶対起きてくると思う。そのあたりは、これからの課題ではないかなと感じている。

（田中委員長）

次の「特定歴史公文書から行政資料等に移行する文書について」にもつながる問題だと思う。なかなか難しい問題もある。私も一旦見たが、浜田小学校の校長室にまだ、かなりの文書があって、調査員から1回行ってもらったが、それがこちらに来たときに、写真とかが「どっちなのか」となる。今の意見、難しい問題と思うが、今回出してもらったものについて、今、相原委員が言ったものは、鋭い指摘だと思う。まず、一応この形で、私はいいのかなとは思いますが、いかがか。

（相原委員）

資料の最初にある、八幡町の広報ネガアルバムについて。昨年まで勤務していた文化資料館にも大量にネガがある。写真資料は、町の移り変わりとか社会の変化を見ていく上で本当に重要なものなので、これは本当に大事にしていかなければならないと思う。

これを見ると、終了年度の記載があるものとないものがあるようだが、そもそもこの広報の写真は、公文書としての扱いを受けていたのか、それとも広報を作るための素材として撮ったものを保管していたような扱いだったのか。八幡町以外の旧1市2町の分は、どうなっているのか。資料館にいたときに、酒田市の広報にもそういう写真があるということを聞いたと思うのだが、旧平田、松山はどうなのだろうと。今どういうふうに保管されているのか、または廃棄されているのか。保管されているのであれば、そのままでいいのだろうかというようなことを考えた。公文書として一緒に保管できればいいと思った。

ただ一方で、これはネガなので、1個1個、いつどこで何を撮ったというメモがされていれば分かるのだが、あくまでも広報を作ったときのものがただ入っているとすると、広報と照らし合わせないと分からないということが起きてくる。

さらに、連番57番、58番とか、昭和40年代でもう50年以上前のものもある。そうすると、例えば「うちの祖父がそのころの広報に載っていたので見たい」というような人が出てきたとして、「広報だけでなく、ネガも見たい」というようなことを言われたとしても、それを照合もできないし、ネガだけあっても、プリントされていたり、スキャンされていたりしていないと見られない。ということは、ネガがこんなにたくさんあって貴重なものだけれども、残念ながら「見た

い」と言われた人に、即、対応ができない状況にある。

それと、当然、劣化も進む。今、保管がどんな状態になっているのか。箱に入っているのだろうが、気温や湿度の変化で劣化は進んでいく。劣化してしまったら、資料としての価値もなくなってしまうので、しっかり保管してほしい。また、今後の利用について、ネガのデジタル化など何か考えがあれば教えていただきたい。

（田中委員長）

3点ある。まず、ネガな公文書に当たるのか。次に、八幡のものがあがあるが、酒田・松山・平田のものがどうなっているのか。そして、整備がどうなっているのか、今後どうするのかという点について。

（池田主査）

まずネガが、そもそも文書なのかということは、見解としては「はい」と考えている。やはり、広報で撮った写真は、例えば「私の街さかた」に載るが、やはり紙面として整っている写真で、見やすい、見栄えがいい写真が選ばれて載っている。ただ、広報紙に載らない、皆様の目に触れない写真もやはり多量にある。それらの中にこそ、例えば当時の世相であるとか、様子とかがあり、そうした当時の広報係が収集をしたものは、ネガという形状で保管・保存された文書であると整理している。

今、搭載されている現状では、目録は約1万5000件あるが、その中には例えば、酒田大火の復興状況の写真などもある。当時の支援物資の受け入れだとか、対策本部が置かれた当時の役所の様子だとか、焼け落ちた現況など。

実際あるのは合併前の旧酒田市で、大火のものであるとか、一部広報のものがあるのだが、旧松山町、旧平田町は、そういった広報のものはまだ整理には至っていない。建物のハード事業のときの写真であるとか、イベントのときの写真であるとかに限っているのが実情だ。今回、旧八幡町のもので、多量に整理に至ったので、今回このように受け入れをしたいと考える。

続いて、その保管状況なのだが、これは今、文化資料館の3階の書庫の方で、空調・暗幕などの設備も備え付けているが、円型のネガフィルムケースに入った状態で保管されている。

今後については、広報係と相談しているが、倉庫に、ネガフィルムケースの段ボールがたくさんある状態であり、こちらの方についても、整理のめどが立った段階で、文化資料館の方に移管をして、まとめて整理をしていければと思っている。

（田中委員長）

ネガの状況が、どうなっているかちょっとわからない。状況がわかるのであれば、わかる範囲で教えてほしい。

（岩浪調査員）

私が図書館にいた時代、当時の広報係から、20年ぐらい前に、広報で独自に撮影したネガの電子化を行って、ハードディスクに10万枚ぐらいの、その写真

が保存してあるということを聞いて、ぜひそれを当時の光丘文庫で活用したいということで、その10万枚のデータをいただいたという経緯がある。

ただ、そのネガは倉庫の中にそのまま残っていて、電子データだけがこちらの方に来ているという状況で、なかなかその活用が図られていない。広報係としては、広報のために撮影したものなので、先ほど相原委員がおっしゃったように、例えば「うちの家族が写っているから見たい」などという意味での活用というのは、現在のところできない状況になっている。

写真についてのキャプション、何を撮影したもの、いつ撮影したものかという情報が、残念ながらほとんど残ってない。この八幡のものも、おおよそその撮影年程度は分かるが、何のイベントを撮影したものかというのが書いてある場合と書いてない場合があり、それを特定するのがまた難しいというのは、現状としてある。

（田中委員長）

その他、質問があればお願いしたい。

（中山委員）

昭和29年以前のものについては歴史的なものとして、歴史公文書に含めるとされている。門松委員がおっしゃるように、歴史学とか様々な教育の研究という視点から見れば、確かに全部残しておいた方がいいとなると思うのだが、特定歴史公文書の説明に「市政の重要事項が記録された歴史資料として重要な文書」と書いてある。果たしてここにある、備品台帳とか、或いは成績一覧表とか、そういうものを該当させたら、すべてを集めていかないと。これは前例になると思う。制度が始まって4年で、これから何十年も続くのだから、こうやって集めていって、学校から「これお願いします」とされていったら、收拾がつかなくなると思う。本当にこれが、こういう視点から、特定歴史公文書として、酒田市の重要な視点で大切なのだという根拠を示していかないとだめだと思う。何かの役に立つだろうというところでやっていたらパンクするのではないか。大正時代の成績一覧表とかそういうものを県に相談しながら、「校長が判断してください」と言われて、焼却してきたという経緯があった。昭和20年、戦争に負けたときの担任が書いた、成績一覧表の裏に「戦争終わった」というなぐり書きのペンがあった。これも残したいなと思っても、学校が閉校するという形になったときに、これは残してはいけないもので、個人の資料でもあるし、ということで判断をした。そういう判断は、今の現職の校長先生も求められると思う。学校の備品台帳とか、割印帳とかについては、校長先生が、十分この特定歴史公文書という考え方を理解してのことなのだろうか。そこを整理していかないと、ストンと私自身落ちない。

（田中委員長）

検討に値すると思う。

（池田主査）

明確な線引きがとても難しい。市政であるとか、当時の市民生活を振り返る上で重要な文書が特定歴史公文書であるということは、委員ご指摘のとおりだ。そ

のラインに、文書を頂いた経過も含めて当てはめていって、というのは、非常に難しい作業と感じた。消極的な、というわけではないが、「頂いたけれども、これは明らかにそうではない」というような選別方法になってしまうというのが実情。

(田中委員長)

学校は今も紙が多いと思うのだが、市役所自体はもう電子化になっているので、紙のものがあまり残らないか。式典などは、当然、紙で有るが。そうすると、紙の文書というのは、結構限定的になっていくのかなと思っている。

ただ学校は、今でも紙であり、プリントアウトしたものが残っているので、今後残っていくのかなと思う。やはり選別は難しいし、後に振り返ってみて、後の次第にあるように、「これは行政資料にします」という、峻別をしていく必要があるのかなと思う。

(池田主査)

だんだんとノウハウを積み重ねていって、最終的にはあるべき形と、それに耐えうるような選別スタイルに収斂していけばいいと思う。

(田中委員長)

酒田市は、文書的なものを重要視してこなかったのが、この4年間で結構、ある程度形になってきた。私にとっては救いかなと思っているので、今後もうちょっと時間が経過した中で、収斂していくものかなと。

(池田主査)

前向きに、ノウハウを積み重ねていければと。

(田中委員長)

その他、私から。連番4から14までの広報ネガアルバムの文書名で、数字が付いていないのはなぜか。(⇒単に数字の記載が無かったので、追記をする。)

連番669、新堀の御大礼記念図書台帳とは何か。(⇒会議終了後、その文書を実際に確認。)

(池田主査)

この会議が終わった後に、案内をする。

(田中委員長)

特定歴史公文書扱い予定の文書、移管の考え方を含めて、ということで、いろいろ意見があったが、この形でよろしいか。

(よし)

では、よろしく整理してほしい。

(2) 特定歴史公文書から行政資料等に移行する文書について

(池田主査)

これらは、特定歴史公文書の目録に現在登録されている文書において、当時の市の刊行物やパンフレットであったり、または光丘文庫資料として所蔵されてい

る冊子と一連のものであったりすることが確認されたので、特定歴史公文書から行政資料へ、または光丘文庫の所蔵資料へ切り替える、移行する文書の一覧。

それぞれの一番右に記載されている、説明の欄をご覧いただきたい。

(田中委員長)

冊子とか本とかが、特定歴史公文書から行政資料に移る、ということか。

(池田主査)

搭載はしたが、よくよく見て、精査をし、再整理が要としたもの。

(田中委員長)

今説明のあったうち、連番10、山形県教育雑誌は光丘文庫資料にしようとするもので、その他は行政資料にするが、これはどうなるのか。

(池田主査)

行政資料となると、こちらも目録は公開されているが、「見たい」となれば、普通に刊行物なので、利用請求とはまた別で、「こちらになります」ということになる。

(田中委員長)

この形でよろしいか。

(よし)

(3) 令和5年度末における公文書等の管理状況の概要について

(池田主査)

この概要については、その年度において、どのような文書管理業務を行ってきたか、例えば、いつ職員研修をして、いつ、職場の書棚の点検をしてなどといったことや、市全体の年度ごとの公文書ファイルの数などを総括的にまとめたものになっている。

この経緯を説明すると、本来であれば、前回の委員会において説明すべきものであった。現在、公文書ファイルの数は、文書管理システムで管理をしているが、これを導入する際に、いわゆる常用のファイル、イメージとしては、各課の課長の後ろにあるような、資料物のファイルなのだが、これの一部で、保存年限の設定に誤りがあることが判明し、その特定と、システム内の適正化処理に時間を要するものであったことから、前回委員会での説明を延期させて頂いたところであった。

この度整理に至ったので、この資料の通り報告させていただくもの。今回まで説明が遅れてしまい、大変申し訳ございませんでした。

なお、令和6年度末時点を整理したものは、従前の流れに戻り、次回の委員会で説明をする予定。

(田中委員長)

この報告でよろしいか。

(よし)

(4) 令和6年度特定歴史公文書利用制度の実施状況について

(池田主査)

資料の最終8ページにあるとおり、令和6年度は20件の利用請求があった。ただ、このうち15件が同じ方、3件が別の同じ方からの請求。そのため、実質的には4名の方となる。

(中山委員)

光丘文庫に務めていた際に、定期的に大学の先生方、国立公文書館の方々が、2月ごろ、2年に1回来ていた。今は新しい組織に変わった形だが、これは継続しているか。

(岩浪調査員)

来ていない。

(中山委員)

2年に1回ずつ来て、当時の光丘文庫の所蔵資料の目録の調査をして。国立公文書館の方と、あともう1つ。

(岩浪調査員)

国文学研究資料館。

(中山委員)

今、来ているか。

(岩浪調査員)

来ていない。

(田中委員長)

この件数は、広報に載せるのか。

(池田主査)

ホームページで、利用件数がこうでしたということで、公開する。

4 その他

(田中委員長)

その他、皆様方から何かあれば、お願いしたい。

(相原委員)

公文書の事業が始まって4年が経ち、調査などの利用は急に増えるものではないと思うが、広く知ってもらうための大々的な展示などは行わないのか。

(池田主査)

前回委員会でも説明したが、8月頃からの企画展示で、公文書の展示を計画している。今年は昭和から起算して100年、平成の市町合併から20年という区切りでもあるので、そういった文書、例えば昭和の合併のときの合併文書であるとか、そうした企画展を開催することを予定している。

(田中委員長)

収集や保管だけでなく、市民の方や利用者にお示しする、広報をしていくのは重要だと思う。来年は酒田大火から50年になり、大火の文書や資料がいっぱい残っているので、ぜひ活用してほしい。

(門松委員)

公開の方法として、特定歴史公文書の、いわゆるデジタルアーカイブのような形は、将来的には検討するのか。

(池田主査)

最終的なあるべき姿としては、そうしたいと思っている。例えばテーマごと。大火であるとか、合併であるとか、酒田まつりであるとか、そういったテーマごとに絞って、デジタルアーカイブ化をして、「こういったものについてはネット上で見られる」というような形にして、知って頂ければ。ただ、そこまでには未だ至っていないのが実情。

(門松委員)

理想を言えば、やはりデジタルアーカイブ化されると、日本全国どこからでもアクセスができるので、おそらくその資料の利用者というのは増えるだろう。様々な形で、利用されるということも増えていく。要は、酒田市がこういうものを持っているということが紹介される機会も増えていく。

(池田主査)

地震のことを調べる方を実務で見た。例えば、新潟地震のみならず、明治のときの地震であるとか、そういったことをテーマに、フォーカスをして、デジタルアーカイブにしていくというのは効果的かと思う。

(田中委員長)

国のデジタルアーカイブスと、光丘文庫のアーカイブスは、つながっているのか。

(岩浪調査員)

ジャパンサーチ、これは国立国会図書館がやっているのだが、これで検索すると、光丘文庫のデジタルアーカイブに掲載されているものは、横断検索されて、出てくる。ただ、国のレベルだと、全部デジタルアーカイブ化していくので、そうすれば当然、ヒットする可能性も高まるわけだが、膨大にある資料全部をデジタルアーカイブ化するというのは、膨大な予算を要するので、酒田市レベルの市町村で、それをやるというのは現実的ではない。

(田中委員長)

事務局から、その他として。

(池田主査)

次第に記載しているが、委員の改選に向けて、説明する。

皆様の委員としての任期は、令和3年12月1日から4年間であり、今年、令和7年11月30日で満了となる。この場を借りて事務局から提案だが、引き続き皆様より委員をお願いしたいと思うが、いかがか。

(よし)

次の期間についても、よろしくお願いします。

5 閉 会

(加藤課長)

慎重な審議を頂戴し、ありがとうございました。それでは、本日の委員会はこれで閉会とする。